欠格事由非該当証明書

理事

監事

上記役員は、私立学校法第３８条第８項第２号及び私立学校法施行規則第３条の２に規定する次の者に該当していないことを証明します。

・精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断及び

意思疎通を適切に行うことができない者

年　　月　　日

学校法人

設立代表者

（注）

１　「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人

の名称とすること。

２　「設立代表者」は、役員（理事長を除く）についての証明にあっては理事長、理事長に

ついての証明にあっては理事２名以上、学校法人を新設しようとする場合において役

員予定者についての証明にあっては設立代表者、設立代表者についての証明にあって

は理事予定者２名以上の証明とすること。